

近江八幡市告示第 1 5 8 号

近江八幡市工事成績評定値審議会設置要綱を次のように定める。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

近江八幡市長 川 端 五兵衛

#### 近江八幡市工事成績評定値審議会設置要綱

##### ( 目的 )

第 1 条 この要綱は、市が発注した公共工事について、請負人が近江八幡市工事成績  
評価の通知及び公開に関する要綱（平成 1 8 年近江八幡市告示第 1 5 7 号。以下  
「公開要綱」という。）に基づく不服を申し出た場合に、工事成績の評価を検証す  
ることにより、工事成績評定値の公平性及び公正性を確保することを目的とする。

##### ( 審議会の設置 )

第 2 条 前条の目的を達成するため、近江八幡市工事成績評定値審議会（以下「審議  
会」という。）を設置する。

##### ( 所掌事務 )

第 3 条 審議会は、公開要綱第 7 条に基づき市長から意見を求められたとき、評定内  
容について審議を行い、再評価の必要性について市長に意見を具申するものとする。

##### ( 組織 )

第 4 条 審議会の委員は、学識経験者 3 名、近江八幡市総務部長、建設部長及び総務  
部契約検査課長をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない
- 3 審議会に会長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総括する。
- 5 会長に事故あるときは、建設部長がその職務を代理する。

##### ( 会議 )

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは審議会に工事関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 再評価の必要性については、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(委任の除斥)

第6条 委員は、第3条に掲げる事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係する審議に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、所掌事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 第4条第2項の任期は、平成18年度に限り、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。